

[石川県経営持続月次支援金]

国の「月次支援金」の給付決定者に対し、石川県が上乘せ支援をする「石川県経営持続月次支援金」の申請受付が始まっております。

給付対象者は、国の月次支援金のうち、5月または6月分を受給した方と、今後8月分を申請・受給する方となります。

※給付金額： 中堅・中小企業 上限10万円／月
個人事業主 上限 5万円／月

※申請期限： 令和3年10月31日（日）

詳細は、下記ホームページをご確認ください。

【石川県経営持続月次支援金ホームページ】
<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>